

**「刈谷市中心市街地まちづくり基本計画」
パブリックコメントの結果について**

1 実施状況

- (1) 募集期間 平成29年12月1日(金)～平成30年1月4日(木) [35日間]
- (2) 意見の件数 5件(2人)
- (3) 提出方法の内訳 持参：1件、FAX：4件

2 内容別意見の件数

| | |
|-----------------|----|
| 序章 はじめに | 1件 |
| 第1章 中心市街地の現状と特性 | 1件 |
| 第2章 中心市街地のめざす姿 | 0件 |
| 第3章 基本的な整備方針 | 1件 |
| その他 | 2件 |

3 意見の概要と市の考え方

■序章 はじめに

| No. | 頁 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---------------------------|---|
| 1 | 2 | 立地適正化計画(案)と合理性・整合はしていますか。 | 本計画は、「計画の位置づけ」に示すとおり、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を上位計画としており、立地適正化計画における「都市機能誘導区域」と同じ区域を「計画区域」としています。 また、本市のめざすべき都市構造の実現に向けて、立地適正化計画において、「中心市街地の魅力向上」をまちづくりの方針としており、本計画は、この方針を具現化することを目的として策定しているため、上位計画との整合は図られています。 |

■第1章 中心市街地の現状と特性

| No. | 頁 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|---|
| 2 | 4 | 「刈谷市史」の概略版と言える計画と思います。 私は、刈谷市に転入後、小学3・4年生の社会読本から刈谷市のことを学びました。 この概略版を転入・転出者や希望者等に配布、また、暮らしのガイドブックに掲載してはどうか。市への愛着づくりや再発見につながる機会になると思います。 | いただいたご意見のとおり、本計画の策定に際し、まちの成り立ちや変遷、施設のあゆみなど、歴史を振り返ることが大切であると捉え、「中心市街地の変遷」として、「刈谷市史」等を参考にしながら、簡潔に記載しています。また、本計画を市民等の方々に広く周知するため、市役所をはじめ主な公共施設に閲覧用の冊子を配置し、刈谷市ホームページにも掲載する予定です。本計画の概要版は、担当課窓口にて希望者へ配布する予定です。 なお、暮らしのガイドブックへの掲載については、今後の参考とさせていただきます。 |

■第3章 基本的な整備方針

| No. | 頁 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----|---|---|
| 3 | 29 | J R刈谷駅にホーム可動柵が設置されることをとても期待している。 ホームの安全性を高めるためにも早く設置してほしい。 | 駅利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、J R刈谷駅におけるホームの拡幅や駅施設の改修、ホーム可動柵の設置等の改修工事について、鉄道事業者と検討を重ねております。 引き続き、早期実現に向けて、事業を推進していきます。 |

■その他

| No. | 頁 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 4 | — | 北部地区に居住する私にとって、中心市街地はでかけるところです。 北部地区のまちづくり基本計画はありますか。 | 北部地域のまちづくりの方針は、第3次都市計画マスタープランにおいて、「水辺空間や緑豊かな自然環境と、住・工・農が調和した誰もが安心して暮らせるまち」と設定しています。 この方針に基づき、既成市街地の住環境の改善や水と緑豊かな自然環境の保全・活用等を図るため、道路、公園、河川、下水道等、各種事業を総合的かつ計画的に推進しています。 |
| 5 | — | 受動喫煙の条例について、基本計画がありませんでした。 まちづくりには、関係のないことでしょうか。 | 本計画は、刈谷駅及び刈谷市駅周辺を中心市街地において、平成30年度から概ね10年間に実施するハード整備（道路・公園・駅前広場等、都市施設の整備・活用）に関する基本的な整備方針を示し、各種事業を計画的に推進することを目的としています。 屋外での路上喫煙に関することについては、喫煙者、非喫煙者が共存できる社会を創出するとともに、安心安全で快適な生活環境を確保することを目的として、「刈谷市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、平成30年4月1日から施行しています。 |